

作品認定制度審査基準

一般社団法人 日本映画制作適正化機構
2023年4月1日制定

1. 映画制作適正化機構は、「作品認定制度審査綱領」「作品認定制度審査方針」に基づき、本「作品認定制度審査基準」を定める。

2. 作品の審査に際しては、以下9項目を審査上の重点とする。

(1) 映画製作者（製作委員会等）と制作会社間の取引についての項目

① 契約書面

- ・ 映画製作者（製作委員会等）と制作会社間における役割分担、予算の取り決めが、共同製作契約書または製作委託契約書に明記されている。

② 予算

- ・ 脚本内容および撮影プランに基づき算出された各予算項目を積み上げた予算が作成され、間接費等も明記されている。
- ・ 映画制作者と制作会社間における協議の上で決定された予算であり、両者で予算の分担が生じる場合は、above、belowに含まれる費目が予算表に明記されている。
- ・ 緊急事態（天災地変、その他両者の責に帰すべからざる事由）が生じた場合の取り決めが契約書に明記されている。
- ・ 当初予算を超過した場合の追加予算の負担方法に関して、制作会社の責めに帰さない場合は映画製作者が負担することが契約書に定められている。
- ・ リスクに対応するため、損害を補てんする保険等に加入している。（推奨項目）

(2) 制作会社とフリーランス間の取引についての項目

③ 契約書・発注書

- ・ 契約期間開始前に契約書または発注書の交付が行われている。
- ・ 契約書または発注書に、契約期間、業務内容、金額、支払日・支払い方法、傷害保険の加入の有無、契約期間が延長される場合の規定が明記されている。

(3) 制作現場のルールについての項目

④ 作業・撮影時間

- ・ 撮影時間（撮影準備から撮影終了まで、休憩・食事を含む）が11時間以内であることが撮影日報で確認できる。準備と撤収にかかる時間をそれぞれ1時間ずつ合計2時間とみなし、準備・撤収を含む1日の作業時間が13時間以内となっている。
- ・ 作業・撮影時間が1日あたり13時間を超えた場合、終了時間（撤収等の作業終了時間）から翌日の開始時間（集合時間）までの間に10時間以上のインターバルもしくは休日(完全休養日)が確保されている。

- ・ プリプロダクションおよびポストプロダクションにおける作業時間が1日あたり13時間（仕込み、休憩・食事等を含む）以内となっている。13時間を超えた場合は、上記10時間以上のインターバルもしくは休日（完全休養日）の確保に準じた扱いとなっている。

⑤ 休日

- ・ 1週間に1日以上のご休日および2週間に1日の完全休養日が確保されている。

⑥ 休憩・食事

- ・ 1日の作業・撮影時間が6時間以上にわたる場合に、30分以上の休憩・食事が1回以上確保されている。

⑦ スケジュール

- ・ 上記④⑤⑥の項目を達成するための総合スケジュール表が作業・撮影開始前に作成され、作業・撮影日報（制作会社とメインスタッフの署名要）で実行が確認できる。

⑧ 安全管理

- ・ 映画製作者による安全管理に関する相談体制の構築が、共同制作契約書もしくは製作委託契約書、または撮影台本等へ記載されている。
- ・ 安全管理に関する研修（それに準ずる研修を含む。）を受講したスタッフが配置されている。
- ・ その他、映適が定める「映画制作現場における安全管理ガイドライン」に準拠した体制が整えられている。

⑨ ハラスメントへの対応

- ・ 映画製作者（制作委員会等）によるハラスメントに関する相談体制の構築が、共同制作契約書もしくは製作委託契約書、または撮影台本等へ記載されている。
- ・ 撮影前にハラスメント講習（例：リスペクトトレーニング）の実施もしくは講習を受講したスタッフが配置されている。
- ・ その他、映適が定める「映画制作現場におけるハラスメント防止ガイドライン」に準拠した体制が整えられている。

3. 本「作品認定制度審査基準」は、日本映画制作現場状況の変化に応じて見直すことができる。また、ここに明記されていない事項は、「作品認定制度審査綱領」「作品認定制度審査方針」の精神に準じて日本映画制作適正化機構が判断する。